

◆ 熱中症に気をつけましょう ◆

8月～11月は県下統一の
農地パトロール月間です

(農業委員会)

農地は国民の食糧を生産する基盤であり、国土保全や景観維持など公共財産ともいえるべき大切なものです。

農業委員会では、優良農地の保全及び営農環境整備の一環として、耕作放棄地の発生・防止や農地の無断転用の防止等を目的に、年間を通して定期的に「農地パトロール」農地の巡回点検指導）を実施しています。

また、これらの農地が確認された場合、委員会として農地の所有者の方に対し、適正な管理指導を行なう他、耕作者や土地所有者に対し、農地の利用意向調査を実施し、その結果によって農業担い手等へ農地を集積するための取り組みを推進します。大切な資源を次世代へつなぐために、皆さんの力で農地を守っていきましょう。

○農地転用には許可が必要です

農地を住宅・倉庫・作業所など、農地以外の目的に利用する場合には、事前に農地法に基づく転用の許可を受ける必要があります。資材置場や残土置場などの利用で、一時的に転用をする場合も同様です。

○違反をすると罰則の適用もあ

ります

許可を受けずに行った農地の転用行為は、農地法の違反であり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事より工事の中止、原状回復などを命じられる場合があります。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G

☎(84)2582 (直通)

あぶない！用水路や
ため池で遊ばないで！

(産業課)

毎年、農作業が盛んになる4月から9月にかけて、用水路やため池の水位が高くなり、場所によっては水深が1メートル以上になる場合もあります。

痛ましい事故を防ぐため、子どもたちが用水路やため池で遊ばないように、ご家族で話し合っていたり、ご家族で話し合っている場合を見かけたら、お声がけをお願いします。

○お問い合わせ

五霞土地改良区

☎(84)0005

農薬を適正に使用しまし
よう

(産業課)

夏になり農薬を使用する機会が増えますが、農薬の使用は必要最低限にとどめ、農薬以外の方法も検討しましょう。

農薬を使用する際は、商品のラベルに記載してある注意事項を必ず確認してください。使い慣れた農薬であっても、「効果薬害等の注意」や「安全上の注意」など忘れていることがないか使用する前によく読み、適切に使用しましょう。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582 (直通)

相 談

消費生活相談窓口

(産業課)

専門の相談員が町民のみならずの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守いたします。お気軽にご相談ください。

○日時 8月12日(水)

午前9時～午後4時30分

(ただし、正午から午後1時を除く)

○場所 ひばりの里

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582 (直通)

生活相談

(総務課)

隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権・福祉・教育・就業等)を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

◆ふれあいセンター

◆堀之内集会所

※各相談所の相談日時等については、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595

募 集

文化協会主催「文化祭」

(教育委員会)

11月1日(日)3日(火)の3日間、文化協会主催による『第10回文化祭』きらめく町ときらめく人ときらめく心を『が中央公民館(予定)で開催されます。

各種団体やグループ・サークル及び個人で活動されている方日頃の活動を発表してみませんか。

か。

発表内容は、次の3つに分かれます。

- ①バンド演奏やコーラスなどのステージ発表。
- ②将棋や囲碁の対局など、来館者と交流を深めながら日頃の活動を体験してもらおう体験発表。
- ③絵画や写真など、自分の作品を展示する展示発表。

○お申し込み・お問い合わせ

中央公民館

☎(84)1460

離乳食教室

(健康福祉課)

離乳食に関する疑問や不安を解消しませんか？

○日時 8月18日(火)

午前10時～11時30分

(午前9時45分受付)

○場所 保健センター

○対象者 4～6か月児とその保護者(町内在住の方)

○内容 離乳食のお話・試食・子育て講話など

○定員 10組(先着順)

○お申し込み期限

8月14日(金)まで

○お申し込み・お問い合わせ

保健センター

☎(84)1910